

論点 G、H、I について 9 月 21 日に議論していただきたいポイント

G 利用者負担について

障害者総合福祉法（仮称）のもとで提供される支援にかかわる利用者負担のあり方をどう考えるか。多くの委員が、障害に伴う費用（障害のない市民には発生しない費用）と障害に関係しない費用（障害の有無にかかわらずかかる費用）とに「費用の種類」を区分し、あるべき姿として前者は利用者負担をなくし、後者は（所得保障の充実を前提に）全額自己負担を、と考えていると見られる。このような基本的考えをどう見るか。

上記の考え方は「応能負担」の考え方を否定するものといえるが、応能負担制度が現実的との意見も多い。これら 2 つの考え方はどう整理されるか。

H 報酬や人材確保等について

通所施設や生活の場での報酬支払い方式について、日額方式を支持する意見、月額方式を支持する意見、両者を組み合わせるべきとする意見などに分かれている。誰にとってもわかりやすく、利用者の選択と事業者の運営安定を可能にする支払い方式はどのようなものか。

I その他（介護保険との問題、特別対策等）について

論点 I-2-3（新体系への移行期間（2012 年 3 月）について）、2013 年 8 月には総合福祉法が実施されるのであるから、旧法の施設から短期間だけ廃止予定の自立支援法施設に移行したうえで総合福祉法の施設にさらに移行するなどすれば現場が混乱する、という意見や、2013 年 3 月までに新体系に移行しない場合、総合福祉法にも経過措置が予想されることから、旧法施設、新体系施設、総合福祉法の施設と 3 種類が乱立し大きな混乱となる、という意見などがあつた。

この問題への現実的な対応のあり方をどう考えるか。